

# 令和3年度事業計画書

## 1 事業計画書

当会は、平成22年4月1日に公益法人に移行した後も継続して社会のニーズに応えるため、更なる組織基盤の強化、管理体制の整備を図る。

このため、公益目的事業の着実な推進、効果的な普及啓発に努めるとともに、効率的な組織運営と会計処理に努める。

### 基本方針

- (1) 社会的責任を果たすため、各公益目的事業を効果的、効率的に推進する。
- (2) 県民ニーズの把握に努め、関係機関と連携し県民公開講座を積極的に開催する。
- (3) 公益社団法人の適正な事業の実施に資するため、規則、規程等を見直し整備、充実に努める。
- (4) 獣医師倫理の普及・啓発並びに定着を図る。

事業ごとの主な点を上げると、次のとおりである。

## I 公衆衛生等増進事業（公益目的事業 1）

（事業の内容）

### 1 狂犬病予防事業

狂犬病の定期集合注射及び動物病院で行う個別注射等の実施に協力することとし、実施予定注射頭数は、定期集合注射 31,950頭、個別注射 39,050頭、合計 71,000頭とする。

狂犬病予防注射事業は公益事業の根幹と位置づけられており、市町村と緊密な連携のもとに行われるため、現行の狂犬病予防注射実施体制を維持しつつ注射実施率向上を図る。定期集合注射実施会場は、当日の天候に係わらず影響の少ない環境の整った注射会場（屋根付）選定に努め、更なる飼い主への利便性・サービス並びに地域性、事務経費削減等を考慮した定期集合注射実施に努めることとする。

- (1) 定期集合注射については、各市町村、新潟県、公益社団法人新潟県獣医師会の三者による覚書を交換し、市町村が設定した会場毎に実施する。また、動物病院で個別に予防注射をしたとき注射済票等の交付を行うため、市町村と狂犬病予防業務関係事務委託契約を締結し、指定獣医師を推薦する。
- (2) 狂犬病予防ワクチンは、個別注射も含めて本会が一括して医薬品販売業者に発注する。
- (3) 定期注射の周知を実施前から注射期間中、ポスター、チラシ、JR 駅アドビジョン広告、市町村広報誌等で広く県民への啓発普及に努める。
- (4) 研修会を年1回、市町村担当者、県行政担当者、予防注射担当獣医師等関係者を対象に狂犬病を含めた人畜共通感染症に関する正しい知識、予防又発生時の対応等の普及啓発を図るため、新潟県と共催で開催する。

### 2 身体障害者補助犬利用者への支援事業

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬等）利用者の社会参加並びに補助犬の健康保持を図るため、補助犬の狂犬病予防注射料金、マイクロチップ挿入費用（登録料含む）、混合ワクチン接種料金を当会の負担で支援する。

### 3 人と動物との共通感染症及び食中毒予防等対策事業

一般県民、公共事業所従事者等を対象に人と動物との共通感染症、食中毒の予防並びに正しい知識の普及啓発を毎年、新潟県、新潟市、一般社団法人新潟県ペストコントロール協会等と合同で公開講座を開催する。

## II 学術普及向上事業（公益目的事業 2）

（事業の内容）

### 1 獣医師の学会等参加の支援

官民の産業動物分野、公衆衛生分野、研究分野、教育分野等、獣医療の各分野における専門的知識・高度な技術等の取得、普及や人材育成を図る学会、講習会、セミナー等への参加登録料及び学会発表者の旅費を助成する。

### 2 学会、講習会、研修会等の開催

獣医療の各分野にわたって、学会、講習会、研修会、セミナー等を開催（行政、関係団体との共催を含む。）し、獣医師の人材育成並びに資質の向上を図る。

### 3 公益社団法人日本獣医師会が実施する獣医師生涯研修事業への協力

最新の獣医学、高度獣医療技術等に関する専門分野別の研修会、講習会、セミナー等に出席した獣医師には公益社団法人日本獣医師会がポイント、終了証書を交付しており、当会はポイント取得対象研修プログラム認定申請を公益社団法人日本獣医師会に提出する。

研修会、講習会等は公益社団法人日本獣医師会等が開催するもの、当会が開催するものを対象にする。

### 4 国際交流による人材育成、獣医療の向上事業

モンゴル国内の獣医療向上の援助を行うため、モンゴル国内で活躍する獣医師を新潟県内に受入れ、小動物臨床研修実施の支援を行う。

また、必要に応じてモンゴル以外との交流を図る。

### 5 一般社団法人新潟県医師会との協定に基づく学術協力の推進

一般社団法人新潟県医師会並びに公益社団法人新潟県獣医師会は、それぞれ医療及び獣医療を専門職域とする医師及び獣医師によって構成される公益団体であり、人と動物の健康の増進を通じ、国民の生活向上に貢献する使命を担っている。

については、医師及び獣医師の交流を促進するとともに医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有し、連携並び協力体制を強固なものとし、安全・安心な社会の構築に向けて締結された協定に基づき、県医師会と学術協力の推進を図ることとする。

## III 動物愛護等普及啓発事業（公益目的事業 3）

（事業の内容）

### 1 動物愛護・保護普及啓発事業

家庭飼育動物の犬、猫、鳥等ペットの習性、適正な飼育管理、愛護・保護精神の高揚、犬のしつけ、病気、感染症等について、公開講座の開催、関係団体との共催である動物フェスティバル、チラシ、啓発用パネル等により広く県民に普及啓発する。

## 2 学校飼育動物適正管理支援事業

公立小、中学校、幼稚園、特別支援学校等の飼育動物の衛生と健康を保持し、効果的に教育活動ができるように健康診断、診療、飼育指導・助言等を行う。

(1) 市町村長と当会会長理事が契約を結び、各学校で健康診断、診療、飼育指導・助言等を行う。

(現行は、新潟市、佐渡市、三条市、燕市と契約)

(2) 契約市町村以外でモデル事業を実施し、希望校に当会が費用を負担して健康診断、診療、飼育指導、助言等を行い飼育動物適正管理の普及を図る。

(3) 学校飼育動物を介する教育活動について、学校、児童、PTA、教育関係者、地区住民等を対象に公開講座、研修会を開催して普及啓発を図る。

## 3 災害対応事業

新潟県の地域防災計画に基づき緊急災害時に自治体、関係団体と連携して対策を行う。

(1) 現地対策本部で被災愛玩動物の健康診断、治療及び相談等に従事する協力病院の募集及び日程調整を行い、医薬品、器材等を調達する。また、被災地における動物の医療救護、保護活動に関する情報提供を行う。

(2) 平常時の普及啓発活動として、飼い主に「災害に備えた防災時の避難の心得、準備する日用品・器材、動物の訓練」等について、ポスター、チラシ、パンフレット、啓発パネル等を作成し、動物病院・関係機関に配布・掲示、公開講座、セミナー、ホームページ、防災イベントへの参加等で普及活動を行う。

(3) 指針に基づく支援体制整備並びに関係機関との連携強化の推進を図る。

## 4 野生傷病鳥獣保護収容事業

新潟県の依頼により、負傷、病気、死亡して動物病院に持ち込まれた野生動物を一時保護し、負傷、病気は治療をする。死亡鳥獣は冷蔵保管して県愛鳥センターの定時回収まで収容、保管するとともに負傷、病気、死亡等の原因調査等を行う。

また、市町村が行う自然環境保護に関する事業推進に協力する。

(1) 事業は、新潟県知事と当会会長理事が委託契約を結び、当会で協力病院を募り、県内全域で年間を通して実施する。

(2) 会員に野生動物保護、自然環境の保全に関する最新の情報、学術等について研修会を開催する。また、テーマにより、広く県民への普及啓発を図るため、公開講座として開催する。

(3) 自然環境保護に関する事業推進に協力

粟島浦村長と公益社団法人新潟県獣医師会会長理事が協定を結び、粟島浦村を渡りの中継地とする“オオミズナギドリ”等の珍重、希少鳥類を野ネコによる捕食から守り、生物多様性の維持及び住民の生活環境改善を図るため、野ネコ繁殖制限を目的とする不妊去勢手術実施に協力する。

## 5 佐渡市トキの森公園飼育動物健診等事業

佐渡市の依頼により、トキ等の施設飼育動物の定期巡回による飼育指導及び定期健康診断の実施により健康管理を行い、飼育動物が傷病等で専門的治療を必要とする場合は、随時実施するものとする。

(1) 事業は、佐渡市長と当会会長理事が委託契約を結び、当会で協力病院を募り、年間を通して実施する。

(2) トキ保護に対する理解や自然環境保護に関する関係機関の事業推進に協力する。

## IV その他事業

(事業の内容)

### 1 マイクロチップ(動物の個体識別)情報登録申込代行事業

動物病院におけるマイクロチップ(MC)装着後の登録手続きについて、各動物病院又は動物所有者に代わって、公益社団法人日本獣医師会への登録手続きの一部を代行する。

### 2 会員の互助・福利厚生等事業

- (1) 人間ドックの助成(45歳以上の開業者)
- (2) 獣医師総合生命福祉共済事業の推進
- (3) 会員の表彰
- (4) レクリエーション同好会への助成
- (5) 会員の慶弔、見舞金等の給付
- (6) 獣医療証明書様式等頒布

## V 各委員会の開催

各事業の推進のために設置している委員会は設置規程に基づき開催し、事業関係者に周知を図るとともに重要事項は理事会に報告し承認後に周知する。

倫理委員会は必要に応じて開催し議事内容は理事会に報告する。

## VI 管理部門

公益法人制度について更に会員への理解を深めるとともに、役員並びに職員は定款と内部規定等に沿って活動する。

- (1) 会員の確保
- (2) 支部及び部会活動の推進
- (3) ホームページの管理
- (4) 「県獣だより」等の発行
- (5) 各種情報の提供
- (6) 獣医師倫理の普及・啓発
- (7) 勤務獣医師の処遇改善の推進

### 令和3年度 支部・部会の事業計画書

支部、部会と連携を図りながら、各事業の推進並びに会員の資質向上に努める。

各支部事業の主な点は次のとおりである。

- (1) 支部役員会、総会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 学会等への参加
- (4) 動物フェスティバルへの協賛
- (5) 会員相互の親睦

部会事業の主な点は次の通りである。

### 1 産業動物部会

- (1) 部会役員会、総会の開催
- (2) 講習会、セミナーの開催

## 2 小動物臨床部会

- (1) 部会役員会、総会の開催
- (2) 講習会(3回)、動物看護師セミナーの開催
- (3) 放射線教育訓練の開催
- (4) 野生傷病鳥獣収容事業への協力
- (5) 学校飼育動物の飼養管理・医療の適正化の推進
- (6) 身体障害者補助犬利用者支援事業への協力

## 3 公衆衛生部会

- (1) 部会役員会、総会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 学会、技術研修会への参加

## 予算編成に当たっての基本的な考え方

法令等に則った会計処理の実施

- (1) 公益法人会計基準（平成 21 年 10 月 16 日内閣府公益認定等委員会）に則り会計処理を実施する。
- (2) 財務に関する規律（公益社団法人の遵守事項）
  - ①収支相償、②公益目的事業比率、③遊休財産保有制限
    - ・収支相償の条件を満たすため、本部会計については、会費の 50%を公益目的事業（共通部門）、残りの 10%は収益事業等会計に、40%を法人会計に、支部・部会会計については、会費の 50%を公益目的事業（共通部門）、残りの 50%を法人会計に配賦した。
    - ・委託事業費にあたっては、令和 2 年度実績見込み及び情勢を踏まえ、必要額を計上した。
    - ・経費の配賦基準は、令和 3 年度業務に対する想定従事日数を勘案して行った。